

特定外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに、人為的に他の地域から持ち込まれたもので、特に地域の生態系や農林水産業、人間生活に被害を及ぼす外来生物を法律(『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』)により、**特定外来生物**に指定しています。

飼育、栽培、保管及び運搬、輸入、野外へ放つ、販売・引き渡し等が禁止。飼育の場合は、マイクロチップを埋め込むなど、個体識別の措置を講じる義務があります。

長野県内では、アライグマ、アメリカミンク、ウチダザリガニ、ガビチョウ(鳥)、ソウシチョウ(鳥)、カミツキガメ、ウシガエル、ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)、ブルーギル、セイヨウオオマルハナバチ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ、オオカワヂシャなどが確認されています。

私たちにできること

繁殖力が強く、増加しやすい外来生物は、排除するために膨大な時間と労力が必要となります。別荘等適正な家屋の管理・補修を行っていない家屋では、外来生物の侵入により屋根裏での生息被害が発生しています。外来生物の被害を防ぐには、日頃から床下や壁に穴や隙間、通気口は壊れていないか確認するなど適正な管理・補修を行うことにより**予防**ができます。

外来生物被害予防三原則

1. **入れない** 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない
2. **捨てない** 飼っている外来生物を野外に捨てない
3. **拡げない** 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

もし見つけたら・・・

アライグマ・ハクビシン・アメリカミンク等を見つけたら、
NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ(0267-45-5642)

または

軽井沢町役場環境課野生鳥獣対策係(0267-45-8556)

までご連絡ください。